

# 日光市建築基準法（集団規定）一覧表

※転載禁止※

※この資料は参考資料であり、R2.2.1 現在の情報になります。詳細は建築住宅課 建築指導係(直通 0288-21-5197)にお問合せください。

		第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	田園住居 地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	無指定
法52条/ 法53条 (容積率/ 建ぺい率)	今市地域	60/40	—	200/60	200/60	200/60	200/60	—	—	200/80	400/80	200/60	200/60	—	200/60
	日光地域	—	—	200/60	200/60	200/60	—	—	—	200/80 300/80	300/80	200/60	200/60	200/60	
	藤原地域	—	—	—	—	—	—	200/60	—	—	400/80	—	—	—	
法52条7項(容積率・2以上の地域)		地域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下(条文のまま)													
法53条2項(建ぺい率・2以上の地域)		地域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下(条文のまま)													
法53条3項二号(角地緩和)		法42条に規定する道路により角地(120度以内)又ははさまれた敷地で周辺の1/3以上以上が道路に接するもの													
法52条2項(前面道路乗率)		4/10								6/10					
法53条の2(建築物の敷地面積)		—													
法54条(外壁後退)		1.5m	—												
法55条(絶対高)		10m	—												
法56条	道路斜線(一号)	1.25								1.5					
	隣地斜線(二号)	—	H20m+1.25								H31m+2.5				H20m+1.25
	北側斜線(三号)	H5m+1.25	H10m+1.25	—											
法56条の2	対象建築物	軒高>7m 又は 地上階数≥3	建築物高さ>10m	建築物高さ>10m				容積200%地域 建築物高さ >10m	—	建築物高さ >10m	—			建築物高さ >10m	
	平均地盤面からの高さ	1.5m	4m	4m				4m	—	4m	—			4m	
	隣地境界線からの水平距離 (5m超10m以内の範囲)	3時間	4時間	5時間				5時間	—	5時間	—			5時間	
	隣地境界線からの水平 距離 (10m超の範囲)	2時間	2.5時間	3時間				3時間	—	3時間	—			3時間	

## ※その他

建築協定	日光市内で建築協定の締結はありません。(R2.2.1現在)														
法22条(屋根)	都市計画区域のうち防火地域及び準防火地域を除く区域														
日光市中高層建築物指導要綱	—	10m<						—	15m<				—	10m<	
	上記に該当する建築物が対象となります。届出等の詳細については建築指導係へお問い合わせください。														
栃木県建築基準条例	日光市内全域で適用になります。														